

ガス上下水道事業の官民連携について

1. 概要

都市ガス事業は、ガス事業法の改正に伴い、ガス小売の自由化や供給区域規制の撤廃などを背景に民間の競争が始まっている。全国に24あるガス公営事業者の多くは、民間譲渡に取り組んでおり、平成29年度以降では群馬県富岡市、柏崎市が譲渡を行った。

水道事業と下水道事業は、法律で原則として市町村が経営することとされているが、人口減少等で小規模市町村は事業運営が困難となっている。国は、事業の広域連携を推進するほか、PFI法や水道法を改正し、包括的民間委託、第三者委託、コンセッション制度（公共施設等運営権）などの官民連携を進めている。

妙高市は、これまで下水道処理場や管路の維持管理を民間に委託している。第6次行政改革（平成22年度～26年度）では、ガス供給所や浄水場など基幹施設をはじめ、全ての供給設備の維持管理を民間に委託し、効率的なサービス提供や人件費の削減につなげてきた。

第7次行政改革（平成27年度～31年度）では、将来の安定したガス・水道の供給や汚水処理などを目指し、民間活力の積極的な活用や公共施設の持続可能な管理運営方法について、ガス上下水道局を中心に検討してきた。

これまでの検討の結果をもとに、平成31年度ではガス上下水道事業の今後のあり方を明確にするとともに、今後の事業運営の基本的な枠組みを決定し、安定したライフラインの確保につなげたい。

2. スケジュール

【平成31年度～平成32年度】

○ガス上下水道事業のあり方検討

- ・検討支援業務のコンサルタント委託
- ・財務、法務、資産面における事業条件の整理
- ・事業性、効果の検証
- ・庁内検討会による事業のあり方の決定

<あり方決定後のスケジュール>

○事業運営手法の導入

- ・導入支援業務のコンサルタント委託
- ・事業運営の枠組みの決定
- ・民間事業者の選定

3. 事業運営の基本的な枠組み案

- ・民間事業者にガス事業を譲渡し、同時に上下水道事業を包括委託する。
- ・包括委託の業務範囲は、施設の運転管理、薬品等の調達、施設・管路の修繕、料金徴収など。
- ・上下水道事業の経営、料金の決定、包括委託のモニタリングは、妙高市が行う。